

改正

令和2年12月21日告示第125号

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱

新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱を次のように定め、平成26年4月1日から実施する。

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による措置として行う指導（以下「指導」という。）に関する基本的事項を定め、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）対象サービスの取扱い、介護報酬の請求に関する事項等についての周知徹底及び遵守を図ることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導対象者)

第2条 指導の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (2) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (3) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び当該指定に係る事業所の従事者
- (4) 前3号に掲げる者であった者

(指導形態)

第3条 指導は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 集団指導 前条各号に掲げる事業者及び当該指定に係る事業所の従事者並びにこれらであった者（以下「サービス事業者等」という。）を指導の内容に応じて一定の場所に集め、講習その他の方法により行う。
- (2) 実地指導 市が単独で行う指導（以下「一般指導」という。）又は市が厚生労働省若しくは県と合同で行う指導（以下「合同指導」という。）により、サービス事業者等ごとに当該サービス事業者等の事業所において、面談その他の方法により行う。

(指導対象者の選定)

第4条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより指導の対象となるサービス事業者等を選定するものとする。

(1) 集団指導 介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導

ア 一般指導 次に掲げる基準により選定する。

(ア) 国の示す指導重点事項に基づき、指導が必要と認められる。

(イ) 苦情、相談、事故等があり、指導が必要と認められる。

(ウ) 前回の指導の結果、改善状況の確認など引き続き実地で指導する必要があると認められる。

(エ) 必要な外部評価を受けていない。

(オ) 他事業所で問題が発生したサービス事業者等が運営する同種の事業所である。

(カ) 介護給付等の算定要件を実地で確認及び指導する必要がある。

(キ) 新たに介護給付等対象サービスを開始してからおおむね1年以上2年未満である。

(ク) その他特に実地指導が必要と認められる。

イ 合同指導 一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(指導の通知)

第5条 市長は、指導対象となるサービス事業者等を選定したときは、集団指導にあつては集団指導実施通知書（別記第1号様式）により、実地指導にあつては実地指導実施通知書（別記第2号様式）により当該サービス事業者等に通知するものとする。

(実地指導後の措置)

第6条 市長は、実地指導の結果、改善を要すると認められる事項及び過誤により調整を要すると認められる介護報酬がある場合には、当該サービス事業者等に対して実地指導結果通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知するとともに、期限を定めて改善状況報告書（別記第4号様式）の提出を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟県柏崎市指定地域密着型サービス事業者等監査実施要綱（平成25年12月告示第174号）に定めるところにより監査を行うものとする。

(1) サービス事業者等が正当な理由なく実地指導を拒否した場合

(2) 実地指導中に次に掲げる事実を確認した場合

ア 当該サービス事業者等が提供する介護給付等対象サービスの利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがある著しい運営基準違反

イ 介護報酬の著しく不正な請求過誤

(関係機関との連携)

第8条 市長は、厚生労働省、県及び他の市町村との連携を図り、及び必要な情報交換を行うことにより、適切な指導に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導に関し必要な事項は、市長が別に定める。

前 文 (抄) (令和2年12月21日告示第125号)

令和3年1月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月21日告示第125号)

(経過措置)

- 1 この告示の施行の日前に既にそれぞれの改正前の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等は、それぞれの改正後の告示の規定によってなされた手続又は提出された申請書等とみなす。
- 2 この告示の施行の際現に残存する申請書等は、当分の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 年 月 日
号 日

様

柏崎市長



集団指導実施通知書

下記のとおり、集団指導を実施します。

記

1 対象事業所

2 日時

3 場所

4 出席者

5 指導内容

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



実地指導実施通知書

下記のとおり、実地指導を実施します。

記

- 1 対象事業所
- 2 目的
- 3 日時
- 4 場所
- 5 指導担当者
- 6 出席者
- 7 準備すべき書類等

第 号
年 月 日

様

柏崎市長



実地指導結果通知書

年 月 日に実地指導を実施したところ、下記のとおり改善を要する事項があると認められたので、通知します。

については、速やかに所要の改善措置を講じるとともに、その内容を別添の改善状況報告書により、年 月 日までに報告してください。

記

1 対象事業所

（事業所名）

（サービスの種類）

（事業所所在地）

（事業所番号）

2 改善を要する事項

第4号様式（第6条関係）

改善状況報告書

柏崎市長 様

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
サービスの種類
事業所所在地

〔 報告年月日 年 月 日 〕
〔 指導実施年月日 年 月 日 〕

年 月 日付け 第 号により通知のあった事項について、次のとおり改善措置を講じたので報告します。

改善を要する事項	改 善 内 容	
	改 善 の 状 況	備 考

- 記入要領
- 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項の全文を記入すること。
 - 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善の状況を記入すること。
 - 3 「備考」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。改善がなされなかった場合には、その理由を記入すること。